

浜松市公告第572号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和2年5月28日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
複合商業施設
浜松市浜北区中瀬1685番地1 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治
浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1

株式会社アライブ 代表取締役 須山 雄造
浜松市中区板屋町100番地11
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ東海株式会社	午前7時	午前0時
株式会社ココカラファイン	午前9時	午前0時
株式会社あかのれん	午前9時	午前0時
未定	午前9時	午前0時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ東海株式会社	24時間	
株式会社ココカラファイン	午前9時	午前0時
株式会社あかのれん	午前9時	午前0時
株式会社大創産業	午前9時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場1：午前6時30分～午前0時30分

(一部午前6時30分～午後10時)

駐車場2：午前6時30分～午後10時

(変更後)

駐車場1：24時間

(一部午前6時～午後10時)

駐車場2：午前6時～午後10時

4 変更年月日

令和2年7月1日

5 届出年月日

令和2年5月26日